

外国人技能実習制度に係る受入状況調査

平成 29 年調査結果報告書

平成 30 年 6 月 26 日

北海道経済部労働政策局人材育成課

目 次

◇調査の概要	1
1 外国人技能実習生〔技能実習1号及び2号（＝1～3年目）〕の受入れ状況	2
（1）技能実習生（1、2、3年目）の受入数	2
（2）監理団体等の種類別受入数	2
（3）国籍別の受入数	3
（4）業種別の受入数	3
（5）地域別の受入数	4
（6）監理団体の種別ごとの実習実施機関数（団体監理型）	4
2 外国人技能実習生〔技能実習1号イまたはロ（＝1年目）〕の受入状況	5
（1）技能実習生〔技能実習1号イまたはロ（＝1年目）〕の受入数	5
（2）監理団体等の種類別受入数	5
（3）国籍別の受入数	6
（4）実習生〔技能実習1号イまたはロ（＝1年目）〕を受入れた監理団体等の種別	6
3 外国人技能実習生〔技能実習2号イまたはロ（＝2、3年目）〕の受入状況	7
（1）技能実習生（2、3年目）の受入数	7
（2）監理団体の種類別受入数	7
（3）国籍別の受入数	8
（4）技能実習2号イまたはロ（＝2、3年目）を受入れた監理団体等の種別	8
4 今後の外国人技能実習生の受入予定	9
5 技能実習生の受入に関する課題	10
6 技能実習生と地域社会との共生に向けた取組	10
◇用語の解説	11

◇調査の概要

○調査の趣旨

道では、本道における外国人技能実習生の受入状況を把握することを目的として、平成 18 年から、監理団体等を対象とした「外国人技能実習制度に係る受入状況調査」を実施しており、この度、平成 29 年の受入状況を調査結果報告書として取りまとめた。

○調査実施期間

平成 30 年 3 月 2 日（金）～ 3 月 20 日（火）

○調査対象

協同組合、農協、商工会・商工会議所など団体監理型の監理団体として、道内での技能実習生〔技能実習 1 号イまたはロ（1 年目）・技能実習 2 号イまたはロ（2～3 年目）〕の受入れを行っている道内外の団体、及び企業単独型で道内での技能実習生の受入れを行っている企業を調査対象としている。

○受入れを行っている回答のあった団体等

114 団体等	（内訳）	協同組合	80
		農協	18
		商工会・商工会議所	3
		公益社団・財団法人等	10
		企業（企業単独型）	3

○調査担当課

経済部労働政策局人材育成課（育成企画グループ）
 経済部地域経済局中小企業課（商工団体グループ）
 農政部農業経営局農業経営課（経営企画グループ）
 水産林務部水産局水産経営課（担い手育成グループ）

※留意事項 ～次の点にご留意ください。～

- 1) 本調査は、関係機関などからの情報をもとに、本道で技能実習生の受入れを行っていると思われる道内外の監理団体などに調査を行ったものであり、本道における全ての実習生受入れについて把握したものではありません。
- 2) 本調査においては、調査対象である監理団体に毎回変動が見られることから、前年の調査結果を「参考値」として記載しています。
- 3) 端数処理の関係で、内訳の合計が 100%とならない場合があります。
- 4) 本調査対象期間においては、技能実習 3 号の受入実績はありません。

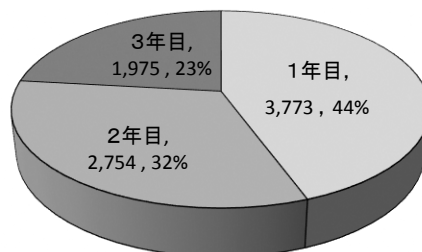
◇調査結果

1 外国人技能実習生[技能実習1号及び2号(=1~3年目)]の受入れ状況

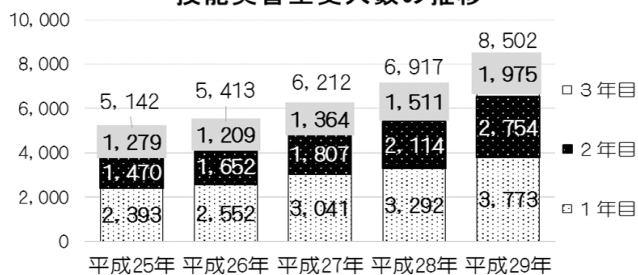
(1) 技能実習生(1、2、3年目)の受入数

平成29年の年間受入数

年間受入数 (H29. 1. 1~12. 31)		前年(参考値)	
1年目	3,773	3,292	
2年目	2,754	2,114	
3年目	1,975	1,511	
合計	8,502	6,917	



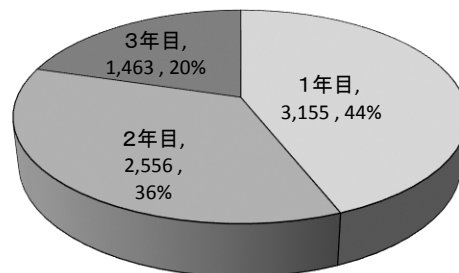
技能実習生受入数の推移



<参考>

12月31日時点の在籍数		前年(参考値)	
1年目	3,155	2,591	
2年目	2,556	1,975	
3年目	1,463	1,074	
合計	7,174	5,640	

平成29年12月31日時点の在籍数



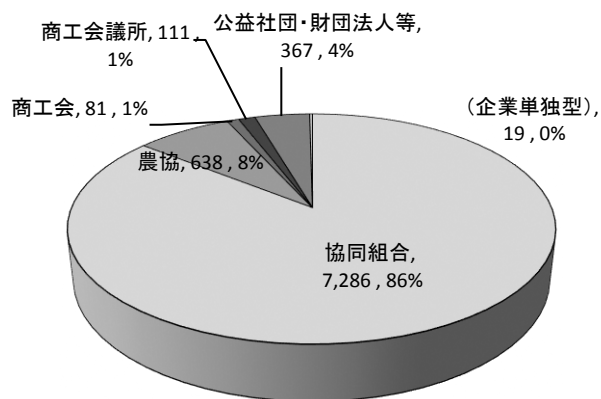
年間受入数は、前年比123%、1,585人増加し、8,502人となった。

※ 年間受入数は、平成29年1月1日から12月31日までの間に受入れた技能実習生の合計で、期間中に新たに受入れた技能実習生(技能実習1号)を「1年目」、技能実習1号から2号に移行した者を「2年目」、実習期間が3年目に入った者を「3年目」とする。

また、在籍数は、平成29年12月31日に在籍していた技能実習生の人数で、年途中で帰国した者の数は含まない。

(2) 監理団体等の種類別受入数

種類別受入数 (人)		前年(参考値)	
協同組合	7,286	5,763	
農協	638	729	
商工会	81	62	
商工会議所	111	76	
公益社団・財団法人等	367	256	
(企業単独型)	19	31	
合計	8,502	6,917	

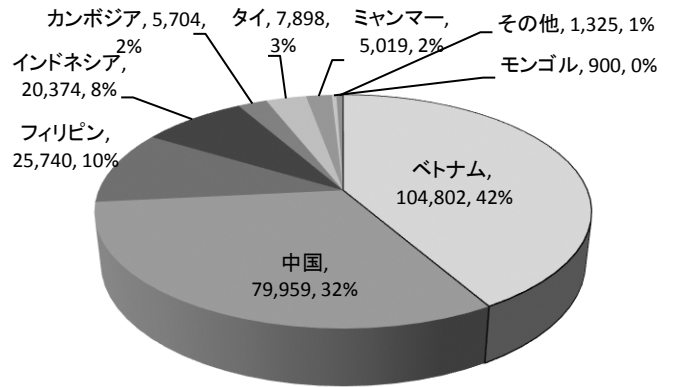
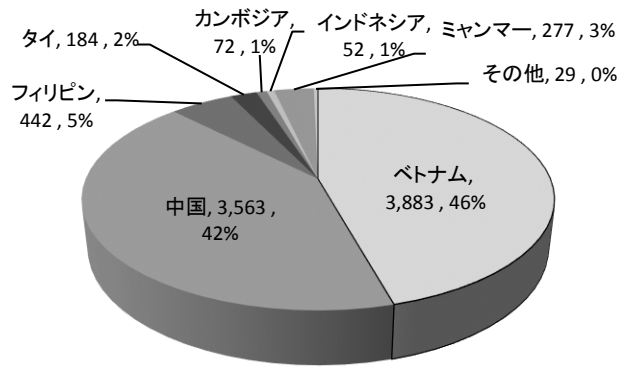


「協同組合」を通じて受入れられた実習生が7,286人で86%、「農協」を通じて受入れられた実習生が638人で8%を占め、両者を合わせると7,924人で93%となっている。

(3) 国籍別の受入数

	(人)	前年(参考値)
ベトナム	3,883	2,640
中国	3,563	3,554
フィリピン	442	403
ミャンマー	277	44
タイ	184	155
カンボジア	72	49
インドネシア	52	46
その他	29	26
合計	8,502	6,917

ベトナムが前年比147%、1,243人増加し、3,883人となり、中国は前年比100%、9人増加し、3,563人となっており、ベトナムが昨年まで最多の中国を上回った。
ベトナムの増加傾向は全国的な特徴となっており、全国でもベトナムが中国を上回っている。

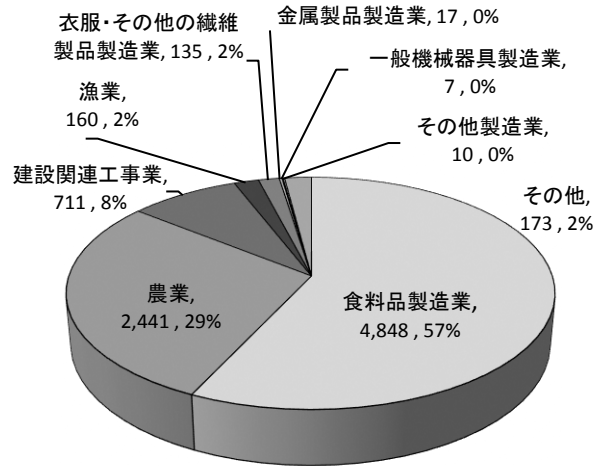


(出典: 法務省「在留外国人統計」2017年6月末)

(4) 業種別の受入数

	(人)	前年(参考値)
食料品製造業	4,848	3,865
農業	2,441	2,155
建設関連工事業	711	375
漁業	160	111
衣服・その他の繊維製品製造業	135	218
金属製品製造業	17	28
一般機械器具製造業	7	2
その他製造業	10	7
その他	173	156
合計	8,502	6,917

「食料品製造業」と「農業」で86%を占めている。
「食料品製造業」4,848人のうち、「水産加工品製造業」が3,987人(82%)となっている。

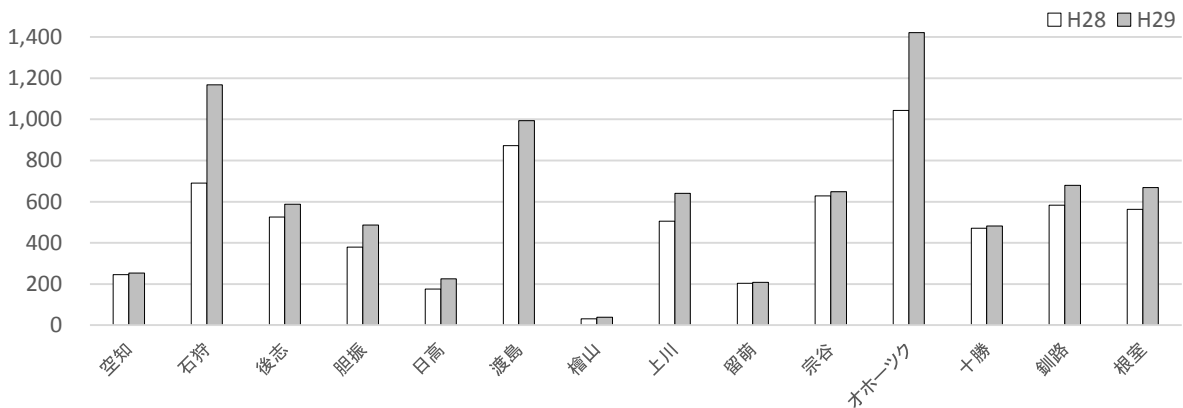


(5) 地域別の受入数（振興局管内別）

	(人)	業種別受入数（上位3業種）				前年（参考値）		
空知	253	農業	141	食料品	49	建設関連	24	245
石狩	1,168	食料品	639	建設関連	300	農業	149	690
後志	588	食料品	402	農業	151	建設関連	18	526
胆振	486	食料品	246	農業	171	その他	36	379
日高	225	農業	161	食料品	32	漁業	26	175
渡島	994	食料品	810	漁業	74	衣服	57	873
檜山	38	衣服	19	農業	6	漁業	6	31
上川	641	農業	418	建設関連	111	食料品	64	505
留萌	226	食料品	170	漁業	43	農業	5	204
宗谷	649	食料品	600	農業	45	建設関連	2	628
オホーツク	1,403	食料品	1054	農業	286	建設関連	54	1,044
十勝	482	農業	378	建設関連	84	食料品	18	471
釧路	680	食料品	394	農業	237	建設関連	39	583
根室	669	食料品	367	農業	278	建設関連	16	563
合計	8,502							6,917

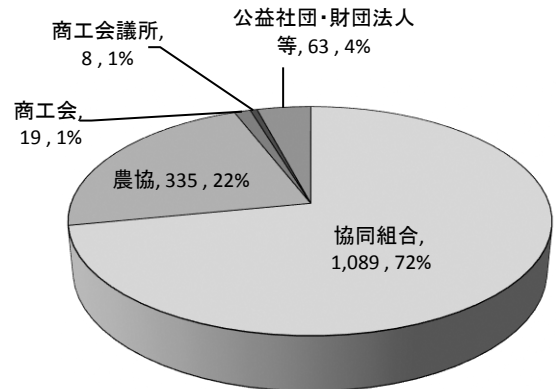
オホーツク総合振興局管内17%、石狩振興局管内14%、渡島総合振興局管内12%、釧路総合振興局管内8%の順で受入れが多くなっている。

※ 衣服＝ 衣服・その他の繊維製品製造業
 食料品＝ 食料品製造業
 建設関連＝ 建設関連工事業



(6) 監理団体の種別ごとの実習実施機関数(団体監理型)

	(機関)	前年（参考値）
協同組合	1,089	984
農協	335	386
商工会	19	13
商工会議所	8	8
公益社団・財団法人等	63	38
合計	1,514	1,429



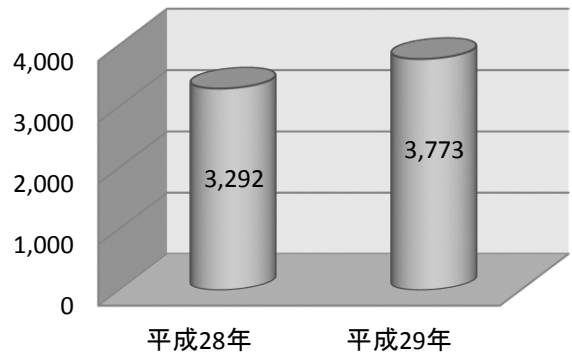
「協同組合」を通じて実習生を受け入れている実習実施機関が1,089機関と最も多く、次いで「農協」の335機関となっている。

2 外国人技能実習生〔技能実習1号イまたはロ（＝1年目）〕の受入状況

(1) 技能実習生〔技能実習1号イまたはロ（＝1年目）〕の受入数

	(人)	前年(参考値)
年間新規受入数 (H29. 1. 1～12. 31)	3,773	3,292
H29. 12. 31日時点の在籍数	3,155	2,591

年間新規受入数は3,773人であり、前年比115%、481人の増加。
年末時点の在籍数も22%増加している。

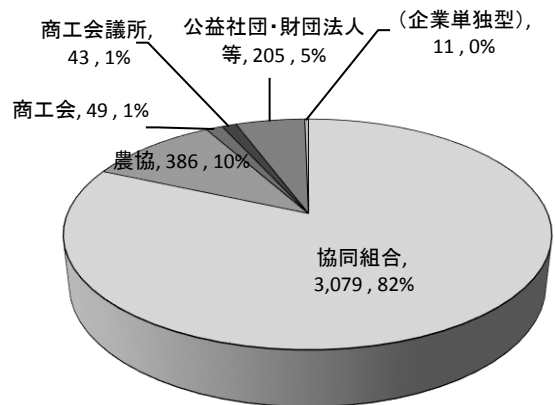


※ 年間新規受入数は、平成29年1月1日から12月31日までの間に新たに受入れた技能実習生〔技能実習1号イまたはロ（＝1年目）〕の人数の合計で、前年に受入れた人数（年を越えて在籍している者の数）は含まない。
また、在籍数は、平成29年12月31日に在籍していた技能実習生〔技能実習1号イまたはロ（＝1年目）〕の人数で、年途中に帰国した者や、〔技能実習2号イまたはロ（2～3年目）〕に移行した者の数は含まない。

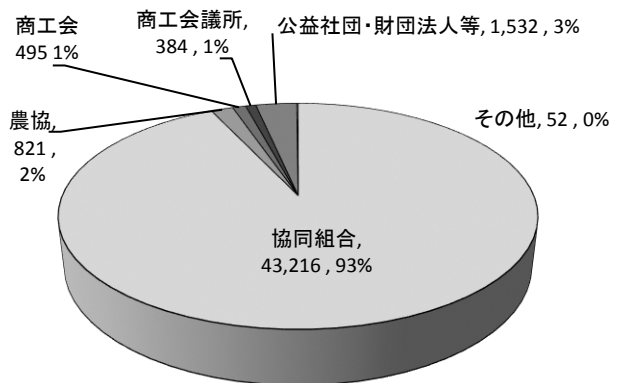
(2) 監理団体等の種類別受入数

	(人)	前年(参考値)
協同組合	3,079	2,491
農協	386	557
商工会	49	34
商工会議所	43	40
公益社団・財団法人等	205	162
(企業単独型)	11	8
合計	3,773	3,292

「協同組合」及び「農協」を通じて受入れられた実習生は、92%を占める。
特に「農協」は、全国では2%のシェアに限定されるのに対し、10%を占めているのが、本道の特徴である。



〔参考(全国)〕(※JITCO支援、団体監理型の場合)



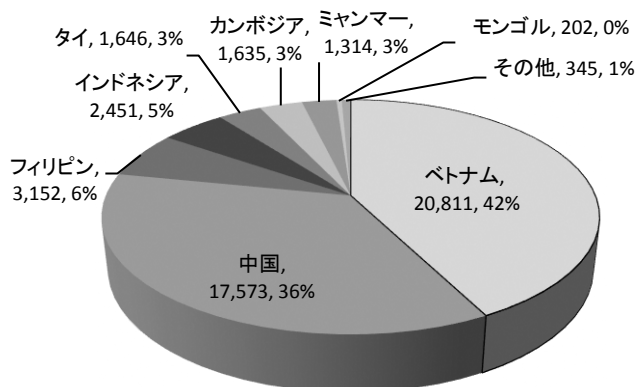
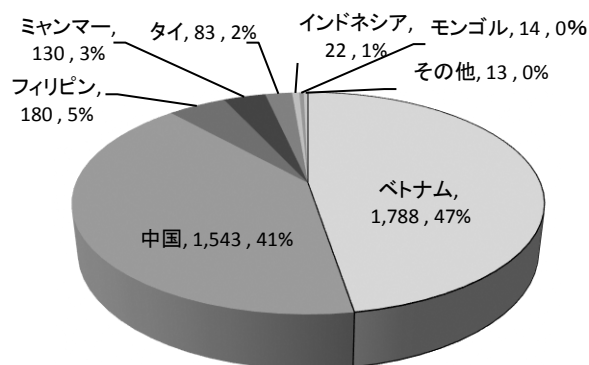
(出典: 2017年度版JITCO白書)

(3) 国籍別の受入数

	(人)	前年(参考値)
ベトナム	1,788	1,487
中国	1,543	1,470
フィリピン	180	165
ミャンマー	130	38
タイ	83	55
インドネシア	22	32
モンゴル	14	12
その他	13	33
合計	3,773	3,292

ベトナムが前年比120%、301人増加し、1,788人となり、中国は前年比105%、73人増加し、1,543人となっており、ベトナムの伸びが顕著である。

ミャンマーは前年比で342%、92人増加し、130人となっており、急増している。全国でもミャンマーは増加傾向にある。



(出典:2017年度版JITCO白書)

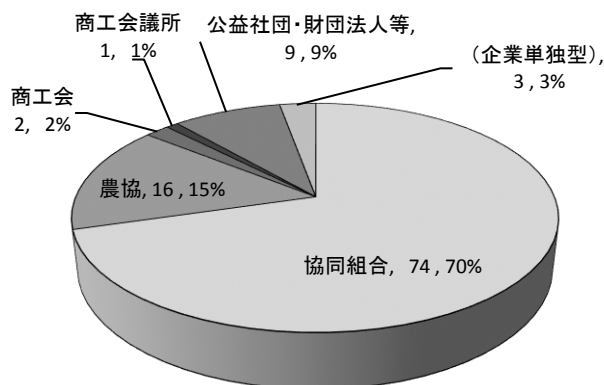
(4) 実習生 [技能実習1号イまたはロ (=1年目)] を受入れた監理団体等の種別

	(団体)	前年(参考値)
協同組合	74	67
農協	16	21
商工会	2	3
商工会議所	1	1
公益社団・財団法人等	9	7
(企業単独型)	3	3
合計	105	102

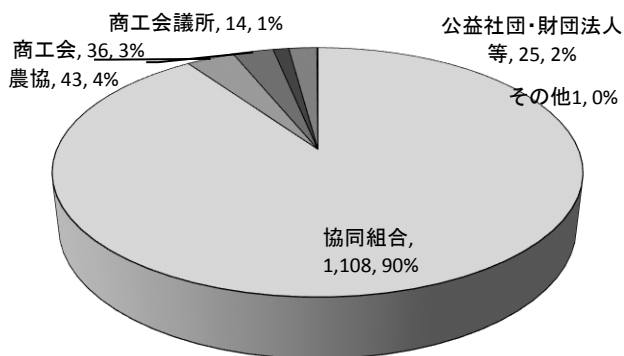
受入れを行っているという回答のあった全114団体等のうち、技能実習生[技能実習1号イまたはロ(=1年目)]の受入れを行っている団体監理型の監理団体及び企業単独型の企業は、105団体である。

このうち、種別としては、「協同組合」が74団体と最も多く、次いで「農協」が16団体となっている。

全国では、「農協」が4%と少数であるのに対し、本道では15%を占めていることが、特徴となっている。



[参考(全国)](※団体数は延べ数)



(出典:2017年度版JITCO白書)

3 外国人技能実習生[技能実習2号イまたはロ(=2、3年目)] の受入状況

(1) 技能実習生(2、3年目)の受入数

年間受入数 (H29. 1. 1~12. 31)		前年(参考値)
2年目	2,754	2,114
3年目	1,975	1,511
合計	4,729	3,625

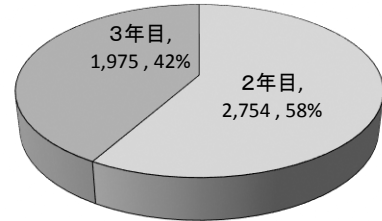
<参考>

12月31日時点の在籍数		前年(参考値)
2年目	2,556	1,975
3年目	1,463	1,074
合計	4,019	3,049

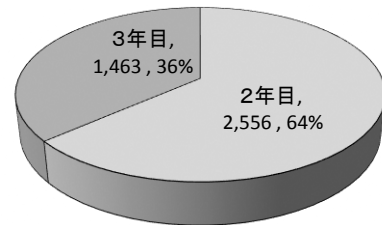
年間受入数は4,729人で前年比130%、1,104人の増加。また、12月31日時点の在籍数も32%増加した。

- ※ ここで言う技能実習生には、平成29年(1.1~12.31)に在留資格「技能実習2号イ及びロ」で受け入れた者が含まれる。
 - ※ 年間受入数は、平成29年1月1日から12月31日までの間に受入れた技能実習生の合計で、期間中に技能実習1号から2号に移行した者を「2年目」、実習期間が3年目に入った者を「3年目」とする。
- また、在籍数は、平成29年12月31日に在籍していた技能実習生の人数で、年途中に帰国した者の数は含まない。

平成29年の年間受入数



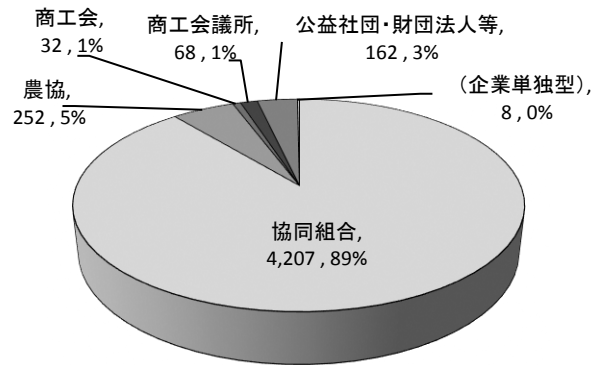
平成29年12月31日時点の在籍数



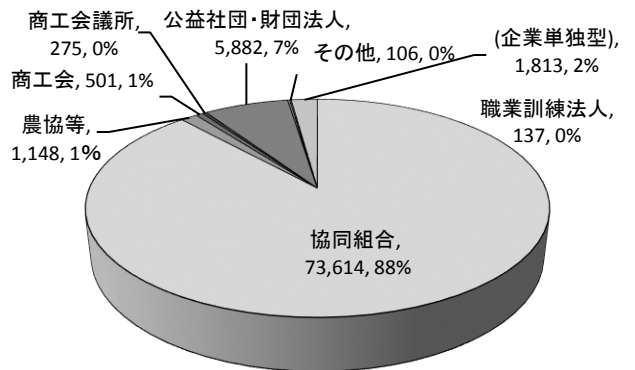
(2) 監理団体の種類別受入数

	(人)	前年(参考値)
協同組合	4,207	3,272
農協	252	172
商工会	32	28
商工会議所	68	36
公益社団・財団法人等	162	94
(企業単独型)	8	23
合計	4,729	3,625

「協同組合」を通じた実習生の受入れが、89%を占めており、この傾向は、ほぼ全国と同様となっている。



[参考(全国)]

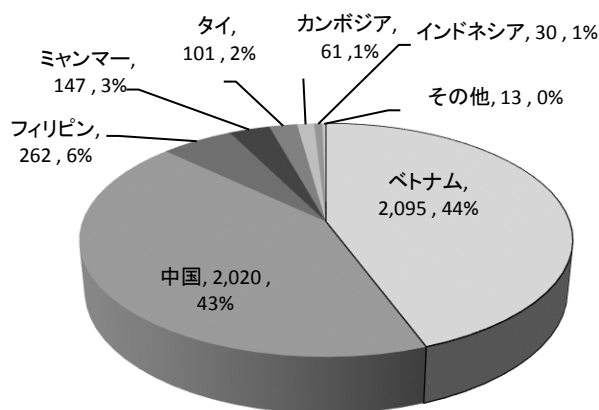


(出典: 2017年度版JITCO白書)

(3) 国籍別の受入数

	(人)	前年(参考値)
ベトナム	2,095	1,153
中国	2,020	2,084
フィリピン	262	238
ミャンマー	147	6
タイ	101	100
カンボジア	61	22
インドネシア	30	14
その他	13	8
合計	4,729	3,625

ベトナムが前年比182%、942人増加し、2,095人となり、中国は前年比97%、64人減少し、2,020人となっており、ベトナムが昨年まで最多の中国を上回った。

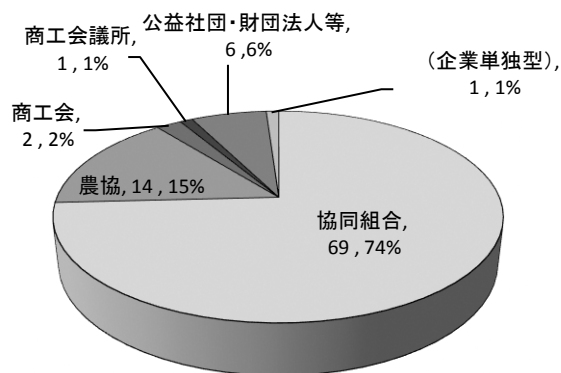


(4) 技能実習2号イまたはロ(=2、3年目)を受入れた
監理団体等の種別

	(団体)	前年(参考値)
協同組合	69	64
農協	14	16
商工会	2	3
商工会議所	1	1
公益社団・財団法人等	6	6
(企業単独型)	1	4
合計	93	94

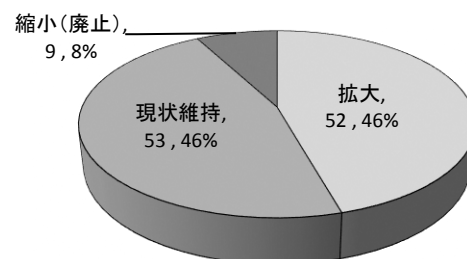
受入れを行っているという回答のあった114団体等のうち、技能実習生(2、3年目)の受入れを行っている監理団体及び企業単独型の企業は、93団体である。

「協同組合」が69団体と最も多く、次いで「農協」が14団体となっている。



4 今後の外国人技能実習生の受入予定

	(機関)	前年(参考値)
拡大	52	47
現状維持	53	55
縮小(廃止)	9	11
合計	114	113



受入れを行っている114団体等のうち、今後受入れを拡大したいと回答のあった団体は52団体となっている。
現状維持と合わせると92%を占めており、今後も受入数は増加が見込まれる。

5 技能実習生の受入に関する課題

- 技能実習生の高齢化、漢字圏以外の国からの技能実習生の増加等により、日本語能力レベルの低下がみられる。
- 中国からの技能実習生が、同国の経済成長により減少傾向にあり、募集人数の減少や質の低下が見られることから、新たな送出国機関や他国の技能実習生の開拓を検討する必要がある。
- 新制度移行に伴う技能実習生受入のための手続負担が増加するとともに、審査期間が長期化している。書類の簡素化、電子化を希望する。
- 外国人技能実習機構の地方事務所によって見解が異なる場合がある。
- 技能実習生の受入人数増加に伴い、監理団体としての業務負担が増加している。
- 新制度の要件に合致する住居の確保が、技能実習生が増加するにつれ困難となる可能性がある。
- 監理団体、実習実施者ともに責任者講習を受講しなければならないため、北海道での開催を増やしてほしい。また、講習が札幌開催のため、交通費や宿泊費等の出費が新たに必要となった。
- 技能実習2号移行対象職種の追加を希望する(冷凍食品製造・育成牛飼育等)。
- 地域的、作物的に冬期の実習が難しいので、実習期間の設定に制約が生じている。
- 技能実習生の失踪や中途帰国の防止。

6 技能実習生と地域社会との共生に向けた取組

- 地域のイベント(花見、花火大会、バーベキュー、盆踊り、初詣、成人式、雪まつり、マラソン大会、カラオケ大会、ボーリング大会、着付体験等)の情報提供や参加。
(具体例)
 - ・ 地元のお祭りで技能実習生専用の御神輿をかつぐ。
 - ・ 地域のイベントで、技能実習生がベトナム料理を作り、地域住民にふるまう。
 - ・ 20歳を超える技能実習生に振り袖を着せて成人式に参加。
- 大学と連携し、日本人学生との交流や、婦人会の協力も得て和服で茶道を行う等、日本文化に触れる機会を提供。
- 地域のボランティア活動(ゴミ拾いやイベントの販売スタッフ等)に参加。
- 技能実習生と社員を集めた食事会や新年会・忘年会、交流会、社員旅行の開催。
- 近隣の保育園の行事に参加したり、技能実習生の劇を園児に見に来てもらう。
- 日本語通信教育の実施や、日本語検定の合格に向けた個別講習や教材の提供。
- 市役所等が開催する日本語教室や日本語学校の情報提供、参加勧奨。参加希望者を送迎。
- 入国後の日本語講習の際に、市役所や保健所の協力を得て、地域の防災情報や健康講習を実施。
- 入国後の講習の会場として、市役所の施設を無償提供。
- 市町村や地元警察との意見交換、情報共有。

◇用語の解説

外国人技能実習制度

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間(最長 5 年)に限り受け入れ、OJT を通じて技能を移転する制度。(平成 5 年に制度創設)
- 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、平成 29 年 11 月1日に、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(技能実習法)が施行された。
- 技能実習生は、入国後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用される。

【技能実習の区分】

- ・技能実習生の行う活動内容により、入国後1年目の技能等を修得する活動と、2・3年目の修得した技能等に習熟するための活動、4・5年目の技能等に熟達するための活動に分けられ、対応する在留資格は、「技能実習」。

区 分	入国1年目	入国2年目・3年目	入国4年目・5年目
企業単独型	在留資格「技能実習1号イ」	在留資格「技能実習 2 号イ」	在留資格「技能実習3号イ」
団体監理型	在留資格「技能実習1号ロ」	在留資格「技能実習 2 号ロ」	在留資格「技能実習3号ロ」

- ・技能実習2号に移行できる職種は、77 職種 139 作業。(平成 29 年 12 月6日現在)

【技能実習法の概要】

□技能実習制度の適正化

- ・監理団体は許可制、実習実施者は届出制。技能実習計画は個々に認定制。
- ・主務大臣に代わって許認可など制度運営を行う「外国人技能実習機構」を創設。
- ・通報・申告窓口を整備。人権侵害行為等に対する罰則等を整備。

□技能実習制度の拡充

- ・優良な監理団体等に対して実習期間を最大5年間に延長。人数枠を倍増。

団体監理型

- ・受入れ団体がその構成員である企業等と協力して行う技能実習生の受入れ形態。
- ・受入れ団体を「監理団体」、企業等を「実習実施者」と呼ぶ。
(本調査においては、「実習実施者」を旧制度で使用している「実習実施機関」として表現している。)
- ・監理団体として技能実習生を受入れることのできる団体としては、非営利の団体(協同組合、商工会・商工会議所、農協、漁協など)であり、実習実施者としては、その会員企業や農家などである。
- ・また、監理団体の種類、規模に応じて実習実施者での受入れ人数枠が設定されている。

企業単独型

- 海外の現地法人、合併企業などを通じて企業が単独で行う技能実習生の受入れ形態。

JITCO(ジツコ)

- 公益財団法人 国際研修協力機構。
- 外国人技能実習制度の適正かつ円滑な推進に寄与することを目的に、平成3年に法務、外務、厚生労働、経済産業、国土交通の5省共管の公益法人として設立され、平成24年4月に内閣府所管に移行。
- 東京の本部の他に全国に12カ所の駐在事務所を持ち、受入れ機関等への支援を行っている。

外国人技能実習機構

- 外国人の技能、技術又は知識の修得、習熟又は熟達に関し、技能実習の適正な実施及び技能実生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することを目的とし、平成29年1月25日に設立。
- 主務大臣は法務大臣及び厚生労働大臣。
- 技能実習計画に認定、監理団体の許可に関する調査、実習実施者・監理団体への実地検査、技能実習生に対する相談・援助及び転籍の支援、技能実習に関する調査・研究等を行う。
- 東京の本部の他に全国に13カ所の地方事務所及び支所を持つ(8地方事務所、5支所)。